

東京銃砲安全協会連合会会報（令和7年4月 第56号）正誤表

P2 ①ハーフライフル銃の規制強化について

(誤) 尚、既得所持の特定ライフル銃に、新たにライフル銃の替え銃身を所持する場合、ライフル銃の替え銃身には既得所持は適用されず、ライフル銃の所持許可要件が必要となります。

(正) 尚、既得所持の特定ライフル銃に、新たにライフル銃の替え銃身を所持する場合、同じ銃種の替え銃身の追加として書換申請が必要となります。

---

東京銃砲安全協会連合会会報（令和7年4月 第56号）正誤表

P2 ①ハーフライフル銃の規制強化について

(誤) 尚、既得所持の特定ライフル銃に、新たにライフル銃の替え銃身を所持する場合、ライフル銃の替え銃身には既得所持は適用されず、ライフル銃の所持許可要件が必要となります。

(正) 尚、既得所持の特定ライフル銃に、新たにライフル銃の替え銃身を所持する場合、同じ銃種の替え銃身の追加として書換申請が必要となります。

---

東京銃砲安全協会連合会会報（令和7年4月 第56号）正誤表

P2 ①ハーフライフル銃の規制強化について

(誤) 尚、既得所持の特定ライフル銃に、新たにライフル銃の替え銃身を所持する場合、ライフル銃の替え銃身には既得所持は適用されず、ライフル銃の所持許可要件が必要となります。

(正) 尚、既得所持の特定ライフル銃に、新たにライフル銃の替え銃身を所持する場合、同じ銃種の替え銃身の追加として書換申請が必要となります。

---

東京銃砲安全協会連合会会報（令和7年4月 第56号）正誤表

P2 ①ハーフライフル銃の規制強化について

(誤) 尚、既得所持の特定ライフル銃に、新たにライフル銃の替え銃身を所持する場合、ライフル銃の替え銃身には既得所持は適用されず、ライフル銃の所持許可要件が必要となります。

(正) 尚、既得所持の特定ライフル銃に、新たにライフル銃の替え銃身を所持する場合、同じ銃種の替え銃身の追加として書換申請が必要となります。